

介護外国人材雇用で大切にしていること

— 経験、知見、情報の収集と交換の大切さ —

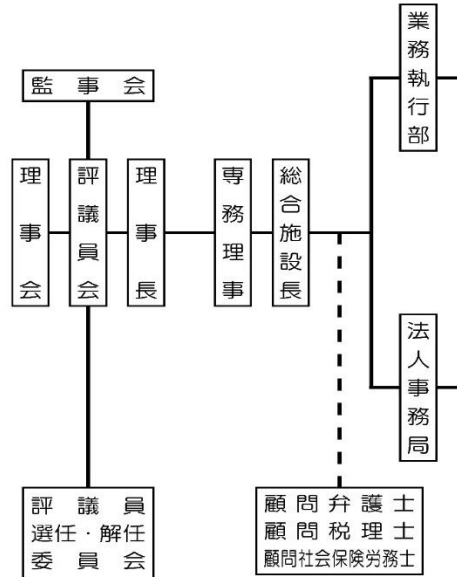
(福)桜井の里福祉会
専務理事 佐々木勝則

4. 法人組織図

県央地区、弥彦村
燕市内、新潟市西区赤塚にて

**4つの拠点
46事業
を展開**

当法人では基準該当サービスの登録により、積極的に障がい者（児）の利用を受け入れております。



法人の事業概要・組織図

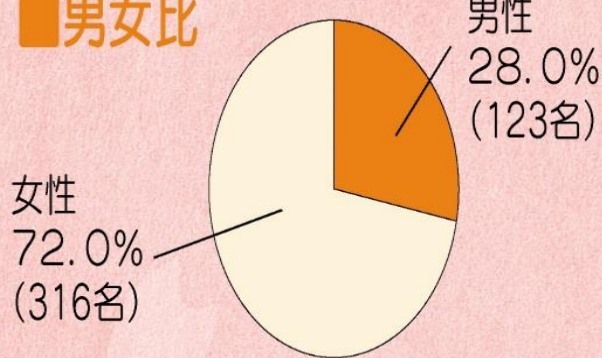
桜井の里拠点	特別養護老人ホーム 桜井の里 利用定員 <small>(従来型50名)</small> 特別養護老人ホーム 桜井の里・絆 (全個室ユニット型20名) 短期入所生活介護事業 桜井の里 (20名) デイサービスセンター 桜井の里 (30名) デイサービス やひこ (18名) 介護予防、日常生活支援事業第一号事業 小規模多機能ホーム やひこの家 (29名) <small>※登録定員</small> グループホーム こいて 入所定員(9名)/デイ(3名) ケアプランセンター 桜井の里 桜井の里配食サービス事業 / 外出支援サービス事業 通所型介護予防事業・機能訓練事業 地域生活支援施設桜井の里・あかつか ケアプランセンター 桜井の里・あかつか 小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家 弥彦村地域包括支援センター 弥彦村介護予防支援事業 / 弥彦村認知症総合支援事業 弥彦村医療・介護連携推進事業
	特別養護老人ホーム 分水の里 利用定員 <small>(50名)</small> 短期入所生活介護事業 分水の里 (20名) デイサービスセンター 分水の里 さくら (30名) 障害福祉サービス事業 分水の里 通所型介護予防事業・機能訓練事業 介護予防、日常生活支援事業第一号事業 分水健康福祉プラザ デイサービスセンター 分水の里 もみじ (18名) 訪問看護ステーション・桜井 ケアプランセンター 分水の里 配食サービス事業 さくらい◇ダイニング 燕市分水地区地域包括支援センター 燕市介護予防支援事業 / 燕市認知症総合支援事業 生活支援ハウス 分水こどもり (10名)
地域密着型サービス拠点	高齢者総合生活支援施設 はな広場 利用定員 <small>(29名)</small> 地域密着ユニット型介護福祉施設 はな広場・しまかみ (29名) 小規模多機能ホーム はな広場・よこたの家 (29名) <small>※登録定員</small>
	生きがい広場 地蔵堂 利用定員 <small>(35名)</small> 生きがい広場地蔵堂・デイサービス (35名) 介護予防、日常生活支援事業第一号事業 生きがい広場地蔵堂・シニアハウス (14名) <small>(住宅型有料老人ホーム)</small>
	認知症グループホーム 利用定員 グループホーム 我が家 入所定員(18名)/デイ(6名) グループホーム 縁 入所定員(18名)/デイ(6名)
	地域生活支援施設 つどい 利用定員 <small>(29名)</small> グループホーム つどいの家・桜町 入所定員(18名)/デイ(6名) 小規模多機能ホーム つどいの家 (29名) さくらまちカフェ (常設型認知症カフェ) <small>※登録定員</small>
	法人本部 総務課 経理課

職員DATAあらかると

(令和1年10月時点の在籍ベース)

職員数439名

男女比

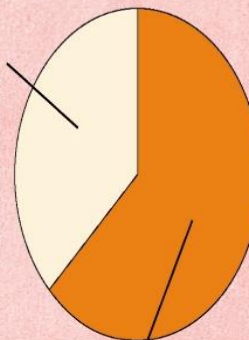


平均年齢

平均年齢42.8歳

働いている職員の職種等

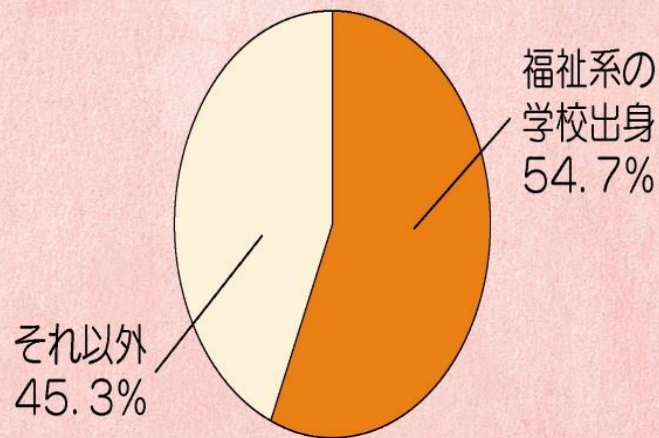
保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、はり・きゅう・マッサージ師等の機能訓練指導員、管理栄養士、調理員、生活相談員、介護支援専門員、計画作成担当者、施設管理職員、生活支援員、運転員、介助員、事務員等



63.3%が介護職員 (278名)

※他職種との兼務含む

福祉系の学校出身の介護職員・生活相談員の割合



福祉・医療分野の主だった資格取得、研修受講状況 (単位=人。1人で複数資格取得も有)

介護福祉士	保健師	看護師(准看護師含む)	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士	社会福祉士	精神保健福祉士
229	3	38	12	5	2	11	45	3
はり・きゅう・マッサージ師	介護支援専門員	認知症介護指導者研修	認知症介護リーダー研修	小規模多機能居宅介護計画作成担当者研修	認知症介護実践者研修	認知症介護管理者研修	喀痰吸引等指導者講習	喀痰吸引等研修
1	85 (うち、主任介護支援専門員 13)	9	21	17	90	17	14	67

桜井の里福祉会外国人介護人材受け入れの原則

- 日本人介護職員と同等又は $+ \alpha$ の待遇：（給与は同じ、一定の条件のもと奨学金の一部返済免除など）（アパート入居時初期費用を法人で持つ等）
- 日常的に日本人職員と同等に接する
- 外国人材から学ぶ姿勢を持つ
- 一人ひとり的人格を大切に育成を行う（外国人だからにしない）
- 外国人ゆえのハンディへの支援（生活支援の職員配属と定期的面談、様々な生活相談、一人生活希望しアパート賃貸時初回一時金を法人負担など）
- 資格取得のための支援：（准看護師試験受験書類作成及び学習支援、今後は特定技能の人の介護福祉士受験学習支援など）



- 日本（できれば当地域）に永住をしたいと思ってくれるように
- 本人の意向を尊重し、いつでも相談に乗っていく

外国人労働者に対する佐々木の意見

- 人口減少対策は日本の社会課題の根幹の一つ（外国人労働者増だけでは対応できない）
- 人口減少社会で労働者人口の減少の中、外国人労働者の受け入れを計画的に行っていく必要がある

（ポイント）

- 計画的受け入れと社会基盤の整備
- 事実の開示と国民で議論（私たちが身近な課題としてこの件について直視する）
- 本人と家族の社会保障を含めて受け入れていく
- 不平等処遇の禁止（男女や差別しない事と同様）

勝手なつばやき☹️ラグビーの国代表になる要件、構成などにヒントがあるのではないで
しょうか

（出生国、一定期間居住等、母国か日本の代表いずれかを選べる、人数制限なし）

日本は移民がなじまないとの意見に対して故堺屋太一氏によると

近代日本は大量の移民で発展してきた（日経ビジネス2016.9.30）

1600年から1640年頃（鎖国が貫徹する前、明国から逃げてきた人々）医師や陶工祐筆等として大名が雇用。1850年頃から1900年頃（清朝が力を失う中で）洋服技術やコーヒー店など

当時の最先端の事業を切り開いた。

桜井の里福祉会外国人労働者・技能実習生・特定技能の内訳ー1

(2022.4.30現在)

○在留資格介護（介護福祉士養成校にて養成）

- 1期生：2018年4月：3名雇用：21年3月養成校卒業し勤務
- 2期生：2019年4月：2名雇用：22年3月養成校卒業し勤務
- 3期生：2019年10月：3名雇用：現在養成校2年生、
（金、土、日及び長期休暇に当法人で勤務）
- 4期生：2022年3月：2名雇用：養成校入学
（3期生と同様に勤務予定）
- 5期生：22年4月来日2名：日本語学校、養成校入学予定

現在：一般雇用5名、アルバイト5名

いずれも奨学金付与し、就職後返済予定

当法人では5年返済を予定し、4年勤務した段階で、その後も

勤務意向があれば最終年奨学金免除（その後県社協奨学金が給付され

返済期間は2年程度になる見込み）

桜井の里福祉会外国人労働者・技能実習生・特定技能の内訳ー2 (2022.4.30現在)

○技能実習生

- ベトナム人2名：2019年5月来日：6月より勤務
本年4月：1名技能実習終了後帰国（N3⇒N2）
1名特定技能1に変更し今後も勤務（N3⇒N2）
- 中国人1名：2021年1月来日：2月より勤務
（N1、中国看護師資格保持者、3月日本の准看護師試験合格）
- ベトナム人2名：2022年5月来日予定：6月より勤務予定
（N3）

* 来日前に辞退、コロナ禍での日程遅れ等があり人員計画が立てにくい課題がある

桜井の里福祉会外国人労働者・技能実習生・特定技能の内訳ー3 (2022.4.30現在)

○今後の予定

(技能実習生)

- ベトナム人2名：2022年5月来日予定：6月より勤務予定（再掲）
- 中国人2名：2022年9月来日予定：10月より勤務予定
(中国の看護師資格所持見込、N1取得と看護師又は介護福祉士等を目指す)

(在留資格介護)

- 6期生：ベトナム人採用（2023年3月来日予定）

(特定技能1)

- 現在数名提案を受けており検討中
(介護福祉士資格取得を目指す人材)

桜井の里福社会外国人材の現状 (職務上出来ること、出来難いこと)

*最終的には個々の人材の力量とキャリアで違って来るが、
全体的傾向とそれに伴う採用計画及び配置計画
(在留資格介護、技能実習、特定技能1 それぞれで違いあり)

○十分出来ること

- ご利用者の事業所内日常的ケア全般
- 一定の経験後の夜勤業務

○出来ないこと又は難しいこと

- 送迎等運転業務（運転免許未取得）
- 急変時、医師や救急隊への通報家族連絡及び相手に伝わる説明と対応

○デイサービス、小規模多機能居宅介護には配置しにくい
(各事業所1名程度)

○夜勤を伴う部署は事業所で同日夜勤は1名以内

桜井の里福社会採用計画と考え方（現時点）

- 採用計画：現時点では常勤介護職員の10%程度（20名程度）
（母国に帰る人及び退職者を若干名見込んでおく必要がある）
- 在留資格介護：育成に時間と資金はかかるが、資格保持と就職後5年間は在職が見込める
- 技能実習生：短期間で習熟してくれるが、3年で帰国リスク有
（特定技能移行希望者を中心に採用していく）
- 特定技能1：短期間で習熟してくれるが、離職リスク高く日本語も含めた育成プログラムの作成が必要、資格取得にハードル高い

- 当面在留資格介護を年次計画で採用
- 母国での看護取得保持者の特定技能1での採用

国は外国人材受け入れ制度の早期見直しが必要と考える（特に技能実習制度）

介護外国人材から学ぶこと (何故雇用するか)

○受け入れた介護現場の声

- とにかく一生懸命にご利用者と接する
- ほかの職員が、自らの仕事を振り返らされる
- 貪欲に物事を吸収する
- 職務成長が早く、他の職員が良い影響を受ける・・・など、など

○法人としてのメリット

- 年間雇用計画が立てやすい（学卒の新採用が減っている中で）
- 一定期間の労働が見込める（奨学金返済期間、技能実習期間）
- 多様な価値に触れることで組織活性
- 他の職員への教育的効果・・・など、など

外国人材とウィン、ウインの関係を築くことが大切

生活ニーズの変化による今後の課題 (今出ていることと予測されること)

* 課題が解決又は改善すると新たなニーズが出てくる

- 住まいの課題：多くの人が一人暮らしを希望
(生活基盤が安定すると希望が出てくる) 賃貸契約が法人の場合が多い(保証人が必要)
- 恋愛、結婚、出産や育児と制度課題：外国人材同士の結婚や生活場所、奨学金、相手の就労場所、など
- 永住権等：今後出てくると思われる(期待している)
- ライセンス取得支援：専門資格、車免許、など
- 日常さまざまな相談

日常的に相談がしやすいように、関係性作りと相談担当者が不可欠

外国人材が日本に来なくなる日が近い！？

- 母国の賃金水準の上昇（自国の一人当たりGDPが7,000\$を超えると海外出稼ぎが減る）日本経済新聞2021年8月17掲載記事抜粋
- 中国が人材輸入国に（経済発展と急激な少子高齢化）
- 日本より賃金が高い国が増えてくる
- 日本の制度（技能実習等）及び労働環境（法令違反を繰り返す企業）の問題などがSNS等で広がる

選ばれるためには



- 国：制度設計の見直し
- 事業者：より良い労働環境、生活環境の確保（安い労働力と考えない）
安心して生活できるような生活支援
- 住民の価値観：外国人材と共生する社会価値醸成

新潟県外国人介護職員雇用法人事業所ネットワークー1

(2021年10月21日設立)

○19法人・事業所が加入

○設立趣旨（趣意書より抜粋）

介護職員人材不足及び国の施策などから、外国人介護職員が急増しています。しかし制度が複雑であり、労働の制約もさまざまであり、雇用の制度理解及び適切な人材育成、研修、労務管理等を行う必要があります。また、外国人ゆえの日常生活の支援指導も必須です。私たち介護事業者は、外国人労働者が「所属した法人に勤務してよかった、これからもここで働きたい」と言ってもらえることを目標に、制度を学び、お互いの経験やノウハウを持ち寄り、外国人介護職員の新潟県での定着を図るため、行政とも十分な連携を図り、「新潟県外国人介護職員雇用法人事業所ネットワーク」を設立したいと思っております。

新潟県外国人介護職員雇用法人事業所ネットワークー2

(2021年10月21日設立)

○活動内容

- 法人・事業所のノウハウの情報交換
- より良い雇用管理のための研修
- 行政との意見交換
- 外国人材定着のための情報発信 など

事務局（問い合わせ・申し込み等）

（福）桜井の里福祉会 本部事務局 羽入さゆり

959-0318 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地

Tel0256-94-3939 FAX0256-94-2552

E-mail sakurai-honbu@sakurai-fukushi.or.jp

皆さん十分ご存じのことと
思いますが

参考

介護現場の人材の状況

No.15介護福祉士養成校協会ホームページ資料一部改変して使用
No.16No.17国際厚生事業団専務理事角田隆氏H29.4.20講演資料引用
No.18～No.21令和元年度第2回介護労働懇談会にてエイシンカレッジ
介護系統括（現学校長）山田允宣氏資料引用

介護福祉士養成施設入学者数と外国人留学生の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
養成施設数（課程）	396	386	375	354	327
入学定員（人）	15,891	15,506	14,387	13,659	13,040
入学者数（人）	7,258	6,856	6,982	7,048	7,183
新卒者等（人）	5,360	4,847	4,180	3,936	4,288
離職者訓練（人）	1,307	867	765	712	706
留学生内数（人）	591	1,142	2,037	2,395	2,189
出身国数	16 か国	20 か国	26 か国	20 か国	28 か国
入学者に占める留学生割合	8.1%	16.7%	29.2%	34.1%	30.5%

R3年度国籍と人数：ベトナム750人ネパール620人中国254人
 フィリピン187人インドネシア133人ミャンマー75人タイ41人
 スリランカ24人バングラデシュ24人モンゴル22人など30か国

出典：介護福祉士養成校協会ホームページ

OECD諸国の外国人介護労働者

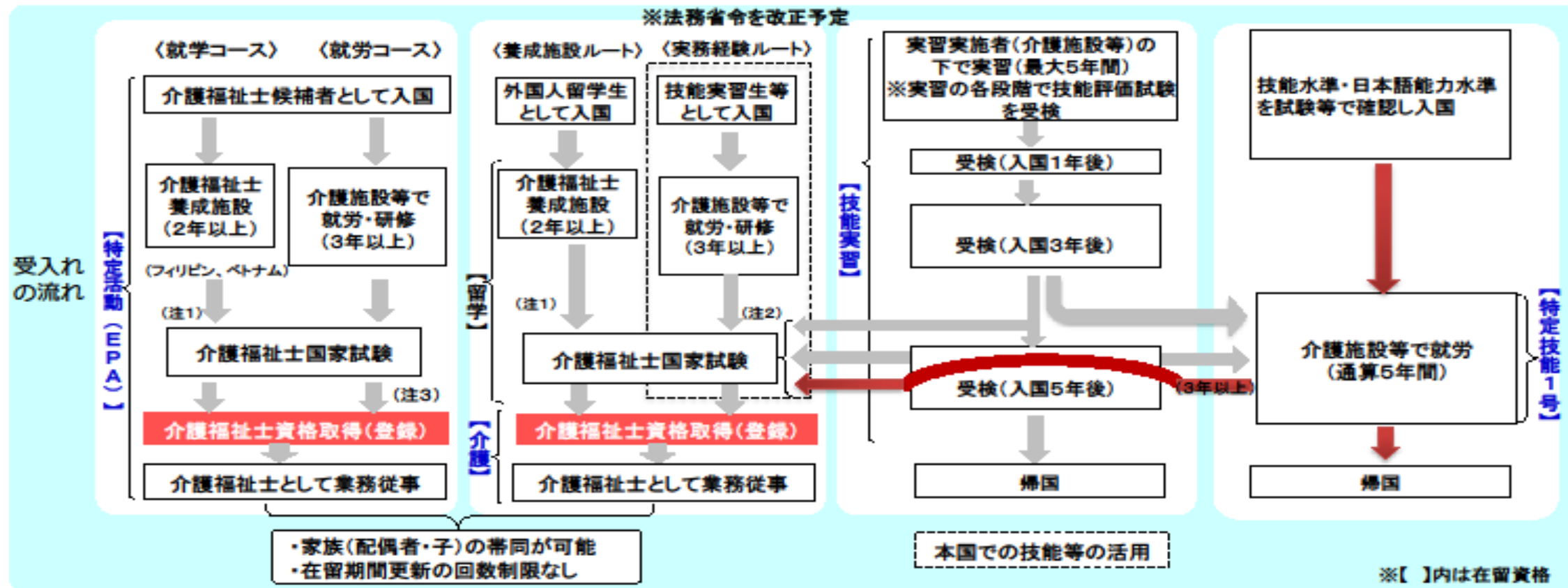
	外国出身介護労働者の数、介護労働者に占める割合
オーストラリア	高齢者介護施設労働者の33%(2007年) 在宅介護労働者の27%(2007年)
オーストリア	すべての介護提供者(フォーマル、インフォーマルに関わらず)の50% 不法に介護労働に従事している者は40,000人(2006年半ば)
カナダ	施設介護労働者の23%
デンマーク	介護労働者の11%が移民
フランス	IADLに障害のある者を支援する50%~70%
ドイツ	約200,000人の移民介護労働者が存在(2007年)
ギリシア	一般世帯で介護を提供する労働者の70%
イタリア	約100万人。すべての介護労働者の72% 在宅介護労働者として約700,000人の移民が就労
イスラエル	55,000人の移民が介護労働者。すべての介護労働者のおよそ50%
オランダ	介護労働者の8%
スウェーデン	保健福祉分野の新規雇用者19,000人の20% 高齢者および障害者の介護に従事する者の13%(2005年)
イギリス	補助看護師の17%、在宅介護に従事する看護師の17%
アメリカ	介護従事者23%(2009年) 個人および在宅介護者の33%

出典

小島克久(2015)「OECD加盟国における外国出身介護労働者の現状」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「人口減少期に対応した人口・世帯の動向分析と次世代将来推計システムに関する総合的研究」平成26年度報告書

外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 （注2）「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。
 （注3）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

技能実習

(H29.11.1~)

- 仲介
 - • • 管理団体
- 日本語レベル
 - • • N3（入国時N4可）
- 期間
 - • • 原則3年（いったん帰国後の+2年可、
最長特定技能1号へ変更し10年可）
- 課題
 - • • 原則3年で帰国
 - N4で入国した場合の日本語レベル
 - 申請した労働しか認められない
 - 同一法人内でも事業所変更が原則不可等
 - 本人には事業所変更の自由がない
 - （問題のある事業所でも逃げ場がない）

在留資格介護

(H29.9.1～)

- 仲介
 - • • 専門学校、民間紹介会社
- 日本語レベル
 - • • 卒業時N2相当（入国時N5可）
- 期間
 - • • 永住可
- 課題
 - • • 養成に時間と費用がかかる
（当法人の場合最低3年）
- 利点
 - • • 労働者としての権利がある
- その他
 - • • 転職の自由（課題と利点）

介護福祉士国家試験合格の猶予期間のみ
5年間の予定だったが今延長の動きが大きい
介護福祉士養成校の中で倍々と急増している
入管で厳しくなってきている（留学生問題）

特定技能 (H31.4.1～)

- 仲介
 - • • 登録支援機関
- 日本語レベル
 - • • 入国時N4＋日本語試験
- 期間
 - • • 原則5年
- 課題
 - • • 日本語レベル
 - 原則5年で帰国
- その他
 - • • 転職の自由（課題と利点）
 - 現時点で日本にいる人のみ対応
 - 母国から直接入るようになると急激に
 - 人数が増えていくと思う
 - 制度的に一番緩やか

EPA（経済連携協定）

（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

- 仲介
 - • • 国際厚生事業団
- 日本レベル
 - • • 入国時N5（ベトナムはN3）
- 期間
 - • • 永住可（介護福祉士合格した場合）
- 課題
 - • • 介護福祉士合格率が50%程度
人数が増えない
- その他
 - • • 転職の自由（課題と利点）
介護福祉士完全国家試験合格者延長の
背景に考えられる

ご清聴ありがとうございました